

【第4弾】大船渡市プレミアム付商品券に関する「質問と回答」

1 商品券の発行目的

Q：プレミアム付商品券を発行する目的は何ですか。

A：物価高騰等による市内事業者や市民生活への影響を緩和し、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るために実施します。日常のお買物に使ったり、日常のお買い物にプレミアム分をプラスしたり、新しいお店探しや自分や家族へのご褒美など様々な目的にご利用いただき、商品券を通じて多くの方に地元で頑張る事業者を応援していただければと考えております。

2 追加販売に関すること

(1) 販売対象者について

Q：商品券は誰が購入できますか。

A：当初販売で追加購入を希望した方が購入できます。希望した方には購入引換券（ハガキ）を送付しています。

追加購入する際には、必ず購入引換券をご持参ください。

Q：当初販売で追加販売を希望しませんでしたでしたが、追加購入できますか。

A：当初販売で追加購入を希望しなかった方は購入できません。

(2) 購入引換券について

Q：追加購入を希望しましたが購入引換券が届きません。どうしたら良いですか。

A：購入引換券を再発行しますので、大船渡商工会議所にお問い合わせください。

TEL 26-2141（平日：9：00～17：00）

Q：購入引換券を紛失してしまいました。どうしたら良いですか。

A：購入引換券を再発行しますので、大船渡商工会議所にお問い合わせください。

TEL 26-2141（平日：9：00～17：00）

Q：購入引換券に使用期限はありますか。

A：商品券の追加販売期間（令和7年7月9日～8月4日）を過ぎると、使用できなくなります。

(3) 追加販売での商品券購入について

Q：購入引換券があれば必ず購入できますか。

A：販売期間中であれば、必ず購入できます。

Q：世帯主でなければ購入できませんか。

A：購入引換券を持参すれば、ご家族の方やご家族以外の方でも購入できます。

Q：高齢者世帯で販売場所まで行けません。どうしたら良いですか。

A：購入引換券をご持参いただければ、ご家族以外の方でも購入できますので、代理人に購入を依頼する場合には、お手元の購入引換券を代理人にお渡しください。委任状は不要です。

Q：商品券は何セットまで購入できますか。

A：購入引換券に記載している購入可能セット数が購入上限となります。

Q：クレジットカードや電子決済等で購入できますか。

A：購入は現金のみでの対応となります。

3 商品券の利用に関すること

Q：商品券はどこで使えますか。

A：取扱加盟店として登録した店舗で使用できます。取扱加盟店にはステッカーを掲示しています。詳しくは、大船渡商工会議所のホームページに最新の取扱加盟店を掲載していますので、そちらでご確認ください。

Q：小規模店舗とはどのような店舗ですか。

A：中小企業者のうち、店舗面積が 500 m²を超える小売店を除いた店舗としております。

Q：共通券が利用できる店舗はどのような店舗ですか。

A：小規模店舗を含む全加盟店（例：スーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターなど）で使用できます。

Q：商品券は一度に何枚まで使えますか。

A：使用枚数の制限はありません。

Q：商品券を使用してポイントはつきますか。

A：店舗やポイントカードの種類によって対応が異なります。詳細は各店舗でご確認ください。

Q：商品券で買い物をしておつりは出ますか。

A：商品券の額面金額 500 円に対し、500 円未満の商品等を購入してもおつりは出ません。

Q：使用期限までに使用できなかった商品券を払い戻しすることはできますか。

A：商品券の使用期限を過ぎてしまうと商品券を使うことができなくなります。また、払い戻しすることもできません。令和7年11月3日（月）までに使用してください。

Q：商品券を紛失しました。どうすれば良いですか。

A：商品券の紛失や盗難には対応できません。

Q：たばこの購入に使用できますか。

A：たばこの購入には使用できません（たばこ事業法において小売定価以外による販売が禁止されています）。